

## 8 福祉及び利益の保護の状況

職員や職員の被扶養者の病気等に関して適切な給付を行うために、福岡県市町村職員共済組合において、短期・長期給付等の事業が行われています。

また、職員の安全と健康を確保するため労働安全衛生法等に基づき、安全衛生管理体制の整備や健康診断等を実施しています。公務中及び通勤途上の災害によって被災した場合には、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償等の補償を行うこととなります。

なお、職員の福利の増進を図るため行橋市職員互助会が行う、共済給付事業及び福利厚生事業に負担金を出資しています。

### (1) 職員の健康管理・健康診断実施状況

| 項 目        | 概 要                               | 対象者                      |
|------------|-----------------------------------|--------------------------|
| 総合健診       | 職員を対象に年1回実施<br>実施時期（毎年10月頃）       | 全職員                      |
| 精密検査       | 総合健診で要精密検査者に該当した職員を対象に実施          | 該当職員                     |
| 総合健診事後フォロー | 総合健診で要指導に該当した職員を対象に、保健師による個別指導を実施 | 該当職員                     |
| 産業医面談      | 行橋市産業医による身体的・精神的相談事業を月1回実施        | 希望した職員、<br>相談が必要と判断された職員 |

### (2) 共済組合

福岡県市町村職員共済組合に加入しており、主な事業は次のとおりです。

#### (ア) 短期給付事業

組合員とその家族の病気・けが・出産・死亡・休業または災害に対して、必要な給付を行う事業です。

#### (イ) 長期給付事業

組合員の退職・障害または死亡に対して、年金または一時金の給付を行う事業です。

#### (ウ) 福祉事業

##### ①保健事業

- ・指定宿泊施設の宿泊料一部助成事業
- ・リフレッシュ施設の利用料金一部助成事業
- ・はり、きゅう施術料の一部助成事業
- ・総合健診事業

など各種事業を実施しています。

##### ②貯金事業

組合員から貯金を受け入れ、高利に運用し、組合員に還元することを目的とした事業です。

##### ③貸付事業

組合員の臨時の支出に対し、その資金を低利で貸し付け、生活の安定を図るための事業です。

#### ④物資事業

組合員の日常生活に必要な物資の購入に利便を図るため、所属所から推薦された商社と契約を結び、良い品をできるだけ安く、長期の分割払いで購入できるように設けられた事業です。

### (3) 行橋市職員互助会

#### (ア) 予算・公費負担・会員会費等について

|       |        |                          |
|-------|--------|--------------------------|
| 令和3年度 | 互助会予算額 | 28,370,000 円             |
|       | 公費負担   | 職員平均給料×5/1,000×496人×12ヶ月 |
|       | 会員会費   | 職員平均給料×5/1,000×496人×12ヶ月 |
|       | 会員数    | 496人                     |

#### (イ) 各種事業について

##### ①共済給付事業

| 項 目           | 内 容                                                   |
|---------------|-------------------------------------------------------|
| 結婚祝金          | 会員が結婚したときに支給する                                        |
| 出産祝金          | 会員又はその配偶者が出産したときに支給する                                 |
| 入学及び義務教育修了祝金  | 会員の子が小学校、中学校に入学したときには、入学祝金を、中学校を卒業したときには義務教育修了祝金を支給する |
| 結婚賀式祝金（銀婚式）   | 会員が結婚し入籍時から 25 年が経過したときは、銀婚祝金を支給する                    |
| リフレッシュ助成金     | 会員が 55 歳を迎えた時点以降に職員期間に応じてリフレッシュ助成金を支給する。              |
| 入院見舞金         | 会員が傷病のため引続き 1 ヶ月以上入院したときは、同一傷病につき 1 回を限度として入院見舞金を支給する |
| 災害見舞金         | 会員が水震火災その他非常災害により、その生活に必要な財産に重大な損害を受けたときには、災害見舞金を支給する |
| 弔 慰 金         | 会員又はその被扶養者が死亡したときに、弔慰金を支給する                           |
| 永年在職祝金        | 会員が、在職 25 年、30 年、35 年になったとき、祝金を支給する                   |
| 勤続 30 年表彰特別祝金 | 会員が、勤続 30 年になったとき、特別に祝金を支給する                          |

##### ②福利厚生事業

会員の福利を増進するために行う事業です。

事業内容としては、市役所対抗競技大会参加に対する助成金等があります。